

大和市告示第 13 号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 59 年大和市条例第 11 号）第 11 条第 2 項及び第 4 項並びに第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

平成 31 年 2 月 7 日

大和市長 大 木 哲

1 自転車等を移動した日等

自転車等を移動した日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	自転車等の保管場所
	自 転 車	原動機付自転車		
平成 31 年 1 月 4 日から同月 31 日まで	4 台	0 台	つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域	大和市鶴間一丁目 21 番 4 号
同	32	0	中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	16	0	南林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	34	0	鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	37	0	大和駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9	1	大和市中央林間二丁目、南林間二丁目、西鶴間六丁目、上草柳、上草柳五丁目、草柳一丁目、柳橋三丁目、福田、福田五丁目及び上和田地内の公共の場所	同
同	0	0	大和駅プロムナード自転車駐車場	同

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して 60 日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目 21 番 4 号

(2) 引 取 日 時

次に掲げる日を除く日の午後 1 時から午後 4 時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1台につき2,000円

原動機付自転車 1台につき4,000円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市都市施設部道路安全対策課